

兵庫県公報

令和2年11月10日 火曜日 第156号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の新調（文書課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	10
公 告	
○ 入札公告（管財課）	11
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	13
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	16
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	20
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	24
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	25
○ 同 上（同）	25
○ 同 上（中播磨県民センター）	25
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	26

告 示

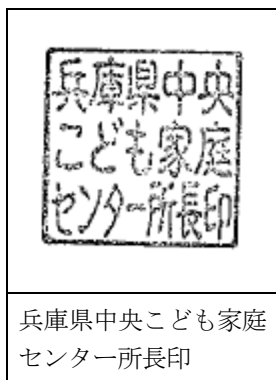
兵庫県告示第1143号

次に掲げる公印を新調し、令和2年10月26日からその使用を開始した。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

新調公印の名称及び印影



兵庫県告示第1144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションティアレ	伊丹市大鹿5-71-101	令和2年10月1日
訪問看護ステーションみらくる	加古川市別府町朝日町38-5	同 年8月1日
木村こころのクリニック	同 市加古川町寺家町621 JA兵庫南ビル1階104	同 年10月1日
おばた内科・糖尿病クリニック	赤穂市さつき町12-8	同
しみず整形外科・内科・骨粗しょう症クリニック	宝塚市小林2-9-18	同
おおつしかクリニック	南あわじ市市青木116-4	令和2年9月1日
宍粟市国民健康保険発熱者臨時診療所	宍粟市山崎町船元118-1	同 年10月1日
まりん歯科	加東市家原字庄幸245-5	同 年9月1日



兵庫県告示第1145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容

社会医療法人社団順心会順心淡路病院 (医科分)	淡路市大町下66-1	医療機関名称・開設者名称
社会医療法人社団順心会順心淡路病院 (歯科分)	同上	医療機関名称・開設者名称

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
筋師医院	芦屋市大原町28-1
澤田歯科医院	豊岡市千代田町9-41
大谷医院	加古川市加古川町木村3
まつい歯科医院	同 市神野町神野690-1
北川歯科医院	宝塚市野上4-13-13
キョウエイ調剤薬局	同 市川面5-4-10
小林薬局	同 市安倉南1-23-27
弘勢堂薬局	小野市粟生町790-2
岩本歯科医院	加西市西笠原町172-123
岸本歯科医院	丹波市柏原町柏原46
生田歯科	同 市青垣町佐治6-3
佐藤歯科医院	南あわじ市市青木116-4
糸田歯科医院	同 市湊575-7
細原医院	淡路市多賀1275

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
本山整形外科	加古川市加古川町栗津32-1



兵庫県告示第1146号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
医療法人社団星晶会星優クリニック	伊丹市桜ヶ丘1-3-23	医療法人社団星晶会	伊丹市桜ヶ丘1-3-23	令和2年9月1日

兵庫県告示第1147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ケアステーションナオビッグ伊丹	伊丹市寺本5-440	株式会社ナオビッグ	堺市北区百舌鳥赤畑町4-330-1	所在地
ケアマネステーションこみなみ	小野市天神町1183-79	株式会社こみなみ	小野市市場町255	事業所名称・所在地
丹波篠山市東部地域包括支援センター	丹波篠山市日置385-1	社会福祉法人丹波篠山市社会福祉協議会	丹波篠山市網掛301	所在地
社会医療法人社団順心会順心淡路病院	淡路市大町下66-1	社会医療法人社団順心会	加古川市別府町別府865-1	事業所名称・開設者

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
介護支援センターあゆみ	芦屋市東芦屋町8-5-103	有限会社あゆみ	芦屋市東芦屋町8-5-103
ツクイ伊丹昆陽	伊丹市昆陽南1-5-48	株式会社ツクイ	横浜市港南区上大岡西1-6-1
ツクイ加古川町	加古川市加古川町平野23-1	同上	同上
ツクイ赤穂	赤穂市さつき町34-7	同上	同上
ツクイ宝塚	宝塚市鹿塩2-11-20 ウィナーズハウス401	同上	同上
ツクイ宝塚安倉	同 市安倉南3-2-9	同上	同上
ツクイ宝塚福井	同 市福井町23-3	同上	同上
ツクイ高砂	高砂市阿弥陀町阿弥陀2475-1	同上	同上
淡路白寿苑居宅介護支援センター	淡路市大町畑584-6	社会医療法人社団順心会	加古川市別府町別府865-1

兵庫県告示第1148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
林 浩 之	はりきゅう接骨院 c o c o L a b .	加古川市加古川町中津578-1 アローフィールドビル1階	令和2年9月1日
鎌 尾 涼	リフラ	揖保郡太子町蓮常寺281	同 年10月7日



兵庫県告示第1149号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 風 隼 武 博
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1、2)	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 3)		
能	力	60m ³ /分	40m ³ /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後5日	着手後7日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	8~10	8~10	12~14	12~14
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15以下	15	3以下	3
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	20以下	20	120以下	120
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	40以下	40	100以下	100
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1,100以下	1,100	50	50
	砒素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	70以下	70	8以下	8
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	1,100以下	1,100	50以下	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1.2以下	1.2	1以下	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0/基	1.4/基	0	0.25

備考 汚水等は、公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1、2)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 5)	
2 kg/日		1 kg/日		1 kg/日		5,903kg/日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
着手後5日		同 左		同 左		着手後30日	
同 左		同 左		同 左		同 左	
8時30分～20時30分 9時間連続		24時間連続		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2	9.3	9.3
10以下	10	10以下	10	10以下	10	19,000以下	19,000
15以下	15	15以下	15	15以下	15	10,000以下	10,000
15以下	15	15以下	15	15以下	15	70以下	70
10以下	10	10以下	10	10以下	10	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
27以下	27	—	—	27以下	27	—	—
10以下	10	10以下	10	10以下	10	—	—
1以下	1	1以下	1	1以下	1	3,300以下	3,300
0.0421/基	0.0421/基	0.006	0.006	0.019	0.019	0.4	0.4

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 6)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 7、8)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 9)	
8,855kg/日		20g/日		24,628kg/日	
同 左		同 左		同 左	
同 左		着手後7日		着手後10日	
同 左		同 左		同 左	
同 左		8時30分～翌8時30分 9時間連続		24時間連続	
同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
9.3	9.3	1～2	1～2	3～11	3～11
19,000以下	19,000	3以下	3	248以下	248
10,000以下	10,000	20以下	20	2,262以下	2,262
70以下	70	10以下	10	40以下	40
—	—	10,000以下	10,000	1,057以下	1,057
—	—	—	—	0.01以下	0.01
—	—	1,000以下	1,000	1,830以下	1,830
—	—	10,000以下	10,000	1,057以下	1,057
3,300以下	3,300	1以下	1以下	1以下	1
0.3	0.3	0.001/基	0.001/基	0.945	0.945

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年11月10日から同年12月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第1150号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局近畿道路メンテナンスセンター長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和2年10月26日から令和3年3月19日まで
- 3 作業地域
国道2号（赤穂市内）及び国道29号（宍粟市内）



兵庫県告示第1151号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年10月15日から令和3年3月29日まで
- 3 作業地域
姫路市夢前町宮置地内



兵庫県告示第1152号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年10月26日から令和3年3月12日まで
- 3 作業地域
尼崎市西大物町及び東大物町二丁目ほか



兵庫県告示第1153号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）

- 2 作業期間
令和2年11月6日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
三木市全域



兵庫県告示第1154号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、養父市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（座標変換）
- 2 作業期間
令和2年7月6日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域

養父市八鹿町石原、八鹿町浅間、八鹿町伊佐、八鹿町上小田、八鹿町下小田、八鹿町宿南、長野、十二所、広谷、上箇、上野、小城、藪崎、大藪、奥米地、鉄屋米地、大屋町宮垣、大屋町樽見、大屋町糸原、大屋町筏、尾崎、関宮、出合地内



兵庫県告示第1155号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業期間
令和2年3月23日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
三田市上本庄地内



兵庫県告示第1156号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年8月20日から同年10月20日まで
- 3 作業地域
尼崎市東園田四丁目地内



兵庫県告示第1157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年11月10日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年11月10日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 岩野辺山崎線	宍粟市山崎町上牧谷字糸崎1053番2から 同市山崎町片山字山根63番まで	旧	4.0から 12.0まで	781.0	
		新	11.0から 21.0まで	787.0	

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年11月10日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県本庁舎ほか2庁舎で使用する電気 予定数量7,965,931キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話(078)341-7711 内線4935

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話 (078) 341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和2年11月10日(火)から同月25日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課 担当 北澤
電話 (078) 341-7711 内線2548

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和2年11月11日(水)から同月25日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和2年12月23日(水) 午前10時から
場所 兵庫県庁西館4階405号室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 入札書の受領期限

上記(3)の入札及び開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送により入札書を提出する場合には、令和2年12月22日(火)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年12月21日(月)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和2年11月25日(水)午後5時までに提出すること。

また、上記(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Govenor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 7,965,931kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2021 through March 31, 2022

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

10:00 December 23, 2020 by direct delivery

17:00 December 22, 2020 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Kitazawa, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 Ext. 2548

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害

警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
兼田(急) I-2 (102010460)	姫路市兼田(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
兼田(急) I-3 (102010461)	姫路市兼田(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
北八家(1)(急) I-2 (102010462)	姫路市八家(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
木場西ノ町(1)(急) I-2 (102010463)	姫路市木場(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
南山河(急) I-2 (102010464)	姫路市的形町的形(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
北山河(急) I-2 (102010465)	姫路市的形町的形(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
磯(急) I-2 (102010466)	姫路市的形町的形(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
西仮屋(2)(急) I-2 (102010467)	姫路市的形町的形(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
東山(2)II (102010468)	姫路市東山(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂元 I (202010176)	姫路市四郷町坂元(別図10のとおり)	土石流

(別図1から別図10までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年11月18日(水)から同年12月2日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、東出張所、白浜支所、妻鹿サービスセンター、的形サービスセンター及び大塩サービスセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年12月2日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月1日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第397号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 改正しようとする区域の案

東阿保(2) I (102010388) の項中別図1、兼田(急) I (102010401) の項中別図12、北八家(1)(急) I (102010413) の項中別図24、木場 I (102010416) の項中別図27、木場西ノ町(1)(急) I (102010418) の項中別図29、山脇 II (102010425) の項中別図36、南山河(急) I (102010438) の項中別図48、北山河(急) I (102010439) の項中別図49、磯(急) I (102010441) の項中別図51、福泊 II (102010444) の項中別図54、西仮屋(2)(急) I (102010448) の項中別図58を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

#### 2 改正の案の閲覧期間

令和2年11月18日（水）から同年12月2日（水）まで

#### 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、東出張所、白浜支所、妻鹿サービスセンター、的形サービスセンター及び大塩サービスセンター

#### 4 意見書に関する事項

##### (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

##### (2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

##### (3) 提出期限

令和2年12月2日（水）まで（当日消印有効）

##### (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月1日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第790号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

別所 II (102010225) の項中別図55を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年11月18日（水）から同年12月2日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、東出張所、白浜支所、妻鹿サービスセンター、的形サービスセンター及び大塩サービスセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年12月2日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月1日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
深志野Ⅰ (102010212)	姫路市御国野町深志野(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
深志野(2)Ⅱ (102010214)	姫路市御国野町深志野(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
深志野(4)Ⅱ (102010216)	姫路市御国野町深志野(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
深志野Ⅲ (102010217)	姫路市御国野町深志野(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
小川(1)Ⅰ (102010218)	姫路市花田町小川(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
高木Ⅰ (102010221)	姫路市花田町高木(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
家具町Ⅰ (102010222)	姫路市別所町家具町(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
北宿Ⅰ (102010223)	姫路市別所町北宿(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
別所Ⅰ (102010224)	姫路市別所町別所(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
別所Ⅱ (102010225)	姫路市別所町別所(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
別所Ⅲ (102010226)	姫路市別所町別所(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

東阿保(2)Ⅰ (102010388)	姫路市四郷町東阿保(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
妻鹿(2)Ⅰ (102010390)	姫路市飾磨区妻鹿(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
妻鹿(4)Ⅰ (102010391)	姫路市飾磨区妻鹿(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
妻鹿(5)Ⅰ (102010392)	姫路市飾磨区妻鹿(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大塩(1)Ⅰ (102010393)	姫路市大塩町 高砂市北浜町牛谷(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大塩(2)Ⅰ (102010394)	姫路市大塩町(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
大塩Ⅲ (102010395)	姫路市大塩町(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大塩(4)Ⅰ (102010396)	姫路市大塩町(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
大塩(3)Ⅰ (102010397)	姫路市大塩町 高砂市曾根町(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
北原Ⅱ (102010398)	姫路市北原(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
東阿保(2)Ⅲ (102010399)	姫路市四郷町東阿保(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
兼田Ⅰ (102010400)	姫路市兼田(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
兼田(急)Ⅰ (102010401)	姫路市兼田(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
兼田(1)Ⅱ (102010402)	姫路市兼田(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
妻鹿Ⅲ (102010404)	姫路市兼田(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
東阿保(1)Ⅰ (102010405)	姫路市四郷町東阿保(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
東阿保Ⅱ (102010406)	姫路市四郷町東阿保(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
東阿保(1)Ⅲ (102010407)	姫路市四郷町東阿保(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
東山(1)Ⅰ (102010408)	姫路市東山(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり

東山(2) I (102010409)	姫路市東山 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
東山 II (102010410)	姫路市東山 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
北八家(1) (急) I (102010413)	姫路市八家 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
大木庭(1) (急) I (102010414)	姫路市木場 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
木場 I (102010416)	姫路市木場 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
木場西ノ町(1) (急) I (102010418)	姫路市木場 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
木場中西(2) (急) I (102010420)	姫路市木場 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
坂元(2) I (102010422)	姫路市四郷町坂元 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
山脇 II (102010425)	姫路市四郷町山脇 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
妻鹿(1) I (102010427)	姫路市飾磨区妻鹿 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
妻鹿(2) I (102010428)	姫路市白浜町 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
妻鹿東海町Ⅲ (102010429)	姫路市白浜町 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
白浜(1) I (102010430)	姫路市白浜町 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
白浜(2) I (102010431)	姫路市白浜町 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
北松原(2) I (102010433)	姫路市白浜町 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
白浜(3) I (102010434)	姫路市白浜町 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
甲 I (102010435)	姫路市白浜町 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
南山河(急) I (102010438)	姫路市的形町の形 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
北山河(急) I (102010439)	姫路市的形町の形 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
磯(急) I (102010441)	姫路市的形町の形 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり

麓(1)(急) I (102010443)	姫路市的形町的形(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
福泊 II (102010444)	姫路市的形町福泊(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
福泊 I (102010445)	姫路市的形町福泊(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
西仮屋(2)(急) I (102010448)	姫路市的形町的形(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
的形 III (102010449)	姫路市的形町的形(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
兼田(急) I-3 (102010461)	姫路市兼田(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
東山(2) II (102010468)	姫路市東山(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
東阿保中谷 II (202010163)	姫路市四郷町東阿保(別図58のとおり)	土石流	別図58のとおり
奥山 II (202010164)	姫路市奥山(別図59のとおり)	土石流	別図59のとおり
阿保谷 I (202010167)	姫路市四郷町東阿保(別図60のとおり)	土石流	別図60のとおり
別所西谷 I (202010171)	姫路市別所町佐土(別図61のとおり)	土石流	別図61のとおり
大島北右川 II (202010173)	姫路市別所町佐土(別図62のとおり)	土石流	別図62のとおり
本郷谷 I (202010174)	姫路市四郷町本郷(別図63のとおり)	土石流	別図63のとおり

(別図1から別図63までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年11月18日(水)から同年12月2日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、東出張所、白浜支所、妻鹿サービスセンター、的形サービスセンター及び大塩サービスセンター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年12月2日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年2月1日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール伊丹昆陽
所在地 伊丹市池尻四丁目1番1号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	長島 巖
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	池谷 幹男
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	長島 巖
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	堀江 泰文
株式会社メガスーツ	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	神谷 和秀
株式会社ジーンズカジュアルダン 外79者	広島県庄原市西本町二丁目19番1号	中平 浩司
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下 尚久
株式会社メガスーツ	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	石塚 幸男
株式会社ジーンズカジュアルダン 外74者	大阪市中央区船場中央2-3 船場センタービル6号館2階	中平 浩司
- 4 変更年月日

令和2年4月1日ほか
- 5 届出年月日

令和2年10月20日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間

令和2年11月10日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和3年3月10日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 関西スーパー川西店・ツルハドラッグキセラ川西店・イエローハット川西火打店

所在地 川西市火打一丁目398ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社アントクエステート	川西市火打二丁目12番26号	安田 萬作
株式会社ツルハ	札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	八幡 政浩
株式会社イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江 康生

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社アントクエステート	川西市火打二丁目12番26号	安田 萬作
株式会社ツルハ	札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴羽 順
株式会社イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江 康生

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社アントクエステート	川西市火打二丁目12番26号	安田 萬作
株式会社ツルハ	札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	八幡 政浩
株式会社イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江 康生

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	福谷 耕治
株式会社ツルハ	札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴羽 順
株式会社イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江 康生

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	伊丹市中央五丁目3番38号	福谷 耕治
株式会社ツルハ	札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	八幡 政浩
株式会社イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江 康生

4 変更年月日

令和2年8月11日

5 届出年月日

令和2年10月21日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年11月10日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年3月10日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン明石ショッピングセンター

所在地 明石市大久保町ゆりのき通三丁目3の2ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号	花岡正浩
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	梅田圭
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷隆平

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号	花岡正浩
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	飯盛徹夫
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷隆平

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号	花岡正浩
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	梅田圭
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷隆平

4 変更年月日

令和2年4月1日

5 届出年月日

令和2年10月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年11月10日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年3月10日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 加古川ショッピングデパート

所在地 加古川市平岡町新在家615-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武 美
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	梅 田 圭

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武 美
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	飯 盛 徹 夫

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武 美
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	梅 田 圭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武 美
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町803番地	松 本 規 義
株式会社エヌコーポレーション 外35者	東京都台東区東上野一丁目26番2号	小 椋 昭 男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武 美
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町803番地	松 本 規 義
株式会社扶桑宝飾 外31者	加古川市野口町野口148-22	善 積 茂

4 変更年月日

令和2年4月1日ほか

5 届出年月日

令和2年10月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年11月10日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年3月10日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン姫路店

所在地 姫路市増位本町二丁目12番10号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	梅田 圭

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	飯盛 徹夫

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	梅田 圭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田 将弘
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
株式会社御座候 外17者	姫路市阿保甲611番地の1	山田 実

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田 将広
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出 武美
株式会社御座候 外15者	姫路市阿保甲611番地の1	山田 実

4 変更年月日

令和2年7月31日ほか

5 届出年月日

令和2年10月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年11月10日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年3月10日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市曾根町字平383番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市御国野町御着367番地7

トラミッドハウジング株式会社 代表取締役 大澤寛祐

3 許可年月日及び許可番号

令和2年10月1日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-40-2号（1高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町米田新字外新開247番1、247番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市加古川町平野480番地

有限会社関西住宅センター 取締役 秋山功男

3 許可年月日及び許可番号

令和2年6月29日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-8号（2高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
宍粟市山崎町中比地字向河原114番5、122番1、129番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都港区南青山二丁目12番14号
株式会社ユニマットライフ 代表取締役 菅田 貴人
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年10月1日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-24-2号（1宍粟）

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年11月10日

契約担当者

兵庫県警察本部長 吉岡 健一郎

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
高度画像解析パソコン賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年10月27日
- 4 落札者の名称及び住所
日通商事株式会社大阪支店 大阪市北区中津5丁目4番10号
- 5 落札金額
693,220円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年9月15日